

No.52号

社教連会報

発行 社団法人 全国社会教育委員連合

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1
虎ノ門10森ビル TEL 03-3580-0608

「A、
B、
C」

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

折原
守

お世話になつた香川から霞ヶ関に戻つてもうすぐ一年。すっかり色白になりながら新年度を迎える。大人にとつても子どもにとつても、新年度は新たな夢や希望、決意を胸に何かに取り組むいい契機でもある。

私の場合、いつもこの時期になると「A B C D……」の歌を思い出す。小学校を卒業した折原少年は、中学校生活をあれこれ想像し、特に初めて習う英語には心配しつつも大きな楽しみと期待を抱いたものである。

本稿は、英会話にまつわるその後の私の悪戦苦闘と今のあきらめの境地についてのものではない。新年度を前に、人づくりのうえで大事な要素と考えている個人的な思いをAB Cになぞられてみたい。

A、B、Cって?

Aはアドベンチャー。失敗を恐れず新しいことにも積極的に取り組む冒險心やたくましさ。Bはベーシックス。読み、書き、算や道徳などの基礎基本であり、可能性をしっかりと開いていくための土台づくり。Cはコミュニケーション。国際化・情報化への対応とともに、他の人としっかり交わることのできる態度や意欲の育成。

大人が親と先生だけなんて

子どもにとつて、大人が親と先生だけではあまりにさみしい。その意味で、三者のうち特に地域の役割に大きな期待をもつてゐる。何のために勉強するの?という子ども達が増える中、いまこそ地域の多くの方々に子ども達にかかわってほしい。子ども達にいろいろな人と出会い、話し、いろいろな考え方、いろいろな生き方があることを学んでほしい。小学生を卒業し、新年度から中学生となる豚児のかたわらで、以上のようなことを考える日々である。



折原
守
(おりはら
まもる)

昭和30年
平成3年

昭和54年

平成11年
10年
11年

外務省在タイ大使館一等書記官
男女共同参画学習課長
香川県教育長
社会教育課長

第44回（平成14年度）

全国社会教育研究大会（秋田大会）を終えて

秋田県社会教育委員連絡協議会会長 宮越 道晃

家庭教育を中心に

第四回全国社会教育研究大会秋田大会は、去る一〇月九日から二日間の日程で、秋田市で開催。全国から千四百人の参加者をお迎えして、盛会裡に終了することができました。

ご支援をいただきました文部科学省をはじめ、全国社会教育委員連合、各都道府県社会教育委員連絡協議会、関係の機関・団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

今大会は、研究主題を「共に生きる地域社会と家庭の創造をめざして」と定め、特に家庭教育の振興方策に主眼をおいて討議をすすめることいたしました。

第一日目



会場風景（第1日目）

第二日目

露いたしましたが、全校児童数三〇人余という市内最小規模校である山谷小学校の山谷番樂や、山王中学校生徒による竿燈の演技、私立和洋女子高生の民謡踊りは、民俗文化財の保存継承、学社が連携して郷土教育面から、参加者の皆さんには、大変好評をいただきました。

第三日目



講演をする長崎宏子さん

田市内の子育てグループの母親の方々も加わり、午後の部会と共に熱心な話し合いがなされました。

露いたしましたが、全校児童数三〇人余という市内最小規模校である山谷小学校の山谷番樂や、山王中学校生徒による竿燈の演技、私立和洋女子高生の民謡踊りは、民俗文化財の保存継承、学社が連携して郷土教育面から、参加者の皆さんには、大変好評をいただきました。

宮越 道晃

続いての基調講演では、文部科学省の布村幸彦生涯学習政策局政策課長が「すすむ教育改革と生涯学習の方向」と題し、社会教育の、国としての今後の方向について、二日目の開会式の席上、全国から、長年社会教育委員として活躍された六七名の方が表彰を受けられました。

三日間の流れは、まず第一日目。開会式の席上、全国から、長年社会教育委員として活躍された六七名の方が表彰を受けられました。

中でも特に、第六、七、八の家庭教育の在り方という構成にいたしました。教育部会は、午前に共通のシンポジウムをセッテし、大会の研究主題に即した議論を展開いたしました。これには秋功を心からお祈り申し上げます。

第45回（平成15年度） 全国社会教育研究大会[奈良大会]のご案内

大会の概要

大会スローガン さあ、語ろう！「こころ開いて明日の社会を」

研究主題 「時代の変化に対応した新しい地域社会の創造を目指して」

期 日 平成15年10月8日（水）～10日（金）[3日間]

主会場 なら100年会館（奈良市三条宮前町7番1号）

大会日程

第1日目 10月8日（水）（なら100年会館）

◎開会行事 13：30～14：30

◎基調講演 14：30～15：30

講師 元神戸王子動物園学芸員 龜井一成さん

◎アトラクション 15：40～16：30

「大和のわらべ歌」奈良市音声館 荒井敦子さんほか

第2日目 10月9日（木）（各部会場）

◎部会別研究協議（8部会） 10：00～15：00

「家庭教育」、「完全学校週五日制と地域の教育力」、「ボランティア活動」、「生涯スポーツ・健康づくり」、「人権教育」、「成人教育」、「男女共同参画社会の構築」、「生涯学習のまちづくり」の8部会で研究協議を行います。

◎大会宣言文起草委員会 16：00～17：00

第3日目 10月10日（金）（なら100年会館）

◎記念講演 10：00～11：30

講師 文化庁長官 河合隼雄さん（予定）

◎大会宣言文決議 11：30～11：40

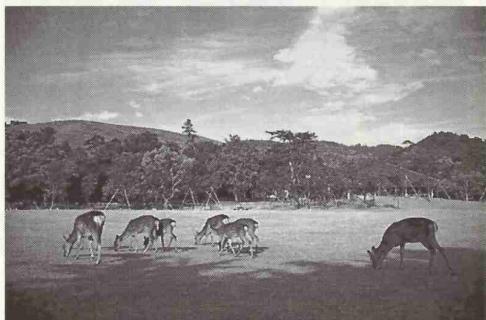
◎閉会行事 11：40～12：00

大会の特徴

私たちのまわりでは、少子高齢化、都市化、過疎化などの進展にともなって、家庭や地域社会の教育力が低下し、様々な問題が生じています。だからこそ、すべての人々がお互いに心を開いて、地域社会の果たす役割を見直し、その向上をいかに図っていくか、語り合うことが大切であると考えます。

奈良大会では、大会スローガンを～さあ、語ろう！「こころ開いて明日の社会を」～としました。時代の変化に対応した新しい地域社会を創造するための社会教育の役割と責務について、各部会で研究協議を深めていただきます。

悠久の古都なら（大和の国）へ



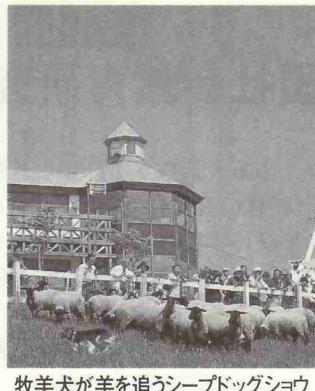
奈良には、世界遺産に登録された法隆寺をはじめ、東大寺・春日大社などの社寺や文化財が数多くあります。また、斑鳩の里、飛鳥など悠久の風を感じられる日本の原風景も残っています。1300年の時を超えて現代に息づく“古都なら（大和の国）”を、ぜひ肌で感じてください。皆さまのお越しをこころよりお待ちしております。

奈良県社会教育委員連絡協議会

会長 高橋 史郎

この大会は、平成15年度近畿地区社会教育研究大会と兼ねて開催されます。

北海道地区



牧羊犬が羊を追うシープドッグショウ

平成14年度「各地区社会教育研究大会」の報告

見は、感銘と共に、一層の行動力を搔き立てられた内容であった。

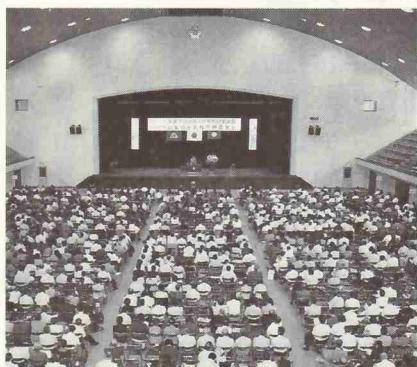
分科会は継続三年次であり、提言内容も実践上の成果や率直な課題が多く活発な意見交換が行われた。

講演は「スポーツによるまちづくり」と題し、富士通陸上競技部監督木内敏夫氏により行われ、士別市のもう一つの顔「合宿の里しべつ」にふさわしいフィナーレであった。

北海道社会教育委員連絡協議会

事務局長 黒崎 匡俊

関東甲信越静地区



記念講演風景

まちづくりのフォーラムをメインに二km離れた北海道北部の中央に位置する「サファーキークランド・士別市」に、六五〇名が参加して一〇月一七日～一八日に盛大に開催された。

本大会のメインは、開催地の田苅子市長が「生涯学習によるまちづくり」を公約に再選された経緯から、田苅子氏をはじめ行政経験も豊富な現校長、女性で広く活躍している道社教委員の会議副議長、前本協議会副会長によるフォーラムである。

「心豊かで郷土を拓く人づくり」まちづくりのために、社会教育委員はもとより、家庭・学校・地域・行政は何をすべきか」の貴重な提言や意

東海北陸地区



アトラクション「七尾まだら保存会」

県甲府市にある山梨学院大学を会場に関東甲信越静地区研究大会が開催された。一日目は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの結城光夫センター長による「変動する

社会に対応する新しい社会教育のあり方」と題した基調講演の後、分科会に分かれて熱心な研究協議が行われた。夜は、石和観光温泉ホテル

「慶山」において情報交換会が行われ、ワイングラスを片手に各地の活動状況等の活発な情報交換が行われた。

二日目は、NHKの国井雅比古氏による「私の会った挑戦者たち～プロジェクトXから～」と題した記念講演が行われた。「やり続けるべし」と題する記念

千六百名を超える参加者は、さまざまな感動を胸に来年の神奈川県箱根町での再会と今後の互いの活躍を期し、決意を新たに帰路についた。

本大会の特徴としては、社会教育関係者の熱意と共に、大学側の社会教育への期待と積極的な応援体制があつたことがあげられる。

国井雅比古氏をむかえて
九月一九・二〇日の二日間、山梨
会長 花輪 昭和

生涯学習フェスティバルとともに

東海北陸地区大会は、「新しい時代の変化に対応した社会教育の在り方を考える」を大会テーマに、一〇月二四～二五日、七尾市和倉温泉観光会館をメイン会場に約千名が参加して開催された。

一日目の全体会では、開会行事に引き続き、金沢大学の鈴木漠先生が「地域教育力の向上～地域と学校をむすぶ」と題する基調講演を行つた。今年度より完全学校週五日制が実施される中、時宜を得た示唆に富む内容で、参加者一同感銘深く拝聴した。

また、二日目は七つの分科会で、各県・市における社会教育活動の実践発表を中心に活発な質疑応答が繰

り返された。折しも一〇月一〇日(土)

一四日にかけて第一回全国生涯学習フェスティバルが本県で開催され、本大会の開催と相まって新世紀における生涯学習・社会教育の在り方を考えるよい機会となつた。

石川県社会教育委員連絡協議会

会長 宮本 一雄



大阪国際会議場

など熱心な協議が行われた。

第二日は、前日の分科会の報告を受けた後、大会宣言を決議した。

弁護士・大阪府社会教育委員の大平光代氏による「だから、あなたも生きぬいて」と題された記念講演では、弁護士として関わっている子どもたちから始まり、ご自身の体験にもとづく話は、感動的であり、涙腺を緩めた参加者も多数にのぼったようである。閉会行事では全国大会もかねる次期開催県である奈良県にバトンタッチされた。

大阪府社会教育委員連絡協議会 会長 友田 泰正

アトラクション「水軍太鼓」



中国・四国地区

会長 友田 泰正

参加者 約八〇〇名

『生涯書生』の正岡子規と題し

た松山市立子規記念博物館の長谷川孝士館長の記念講演では、人間関係を大切にしながら様々な事柄に関心を持ちつづけ、病の中で生涯学習者

介され、参加者一同非常に感銘をうけました。

アトラクションでは、松山市役所水軍太鼓クラブによる「伊豫之国松山水軍太鼓」が勇壮に演奏され、午後は、四つの分科会で、活発な意見交換が行われました。

二日目は、分科会報告の後、「家庭、地域社会の教育力の再生に向けて」と題したシンポジウムが行われ、シンポジストからの取り組み状況の発表の後、「集う」という言葉をもとに、話し合いが行われました。

最後に、学校・家庭・地域が連携して民俗芸能を子どもたちに伝える武雄市川登地区の「荒踊り」が披露され、その後、閉会行事・分科会報告に統じて、「学校と地域の教育力を結ぶ」と題して(財)日本生涯

学習総合研究所理事の伊藤俊夫氏による記念講演が行われた。

の在り方をさぐる」→子どもを真ん中に地域の再構築を→をテーマに、

平成一四年一〇月二四日(木)→二五日(金)、佐賀市文化会館を主会場

に一五〇〇名を超える方々の参加を得て開催された。

第一日目は、「子育て支援の体制づくりと家庭教育」「生きる力」を

育む青少年教育」など五つの分科会で、九州各県の取り組みをもとに活

発な意見交換が行われ、大会テーマに沿って論議が深められた。

第一日目は、学校と地域が協力して民俗芸能を子どもたちに伝える武雄市川登地区の「荒踊り」が披露され、その後、閉会行事・分科会報告に統じて、「学校と地域の教育力を結ぶ」と題して(財)日本生涯

学習総合研究所理事の伊藤俊夫氏による記念講演が行われた。

九州地区

愛媛県社会教育委員連絡協議会
会長 長野 清弘



開会行事(2日目)

第一日は、開会行事の後、文化庁文化部長の寺脇研氏が「教育改革と文化行政」の演題で基調講話。その後、五つの分科会に分かれ、近畿各府県から事例にもとづく問題提起を受け、意見交換、各地域の実践報告

開催地 松山市(愛媛県県民文化会
館ほか)
日程 平成一四年九月四日(水)、
五日(木)

子どもを通して地域を考える
佐賀県社会教育委員連絡協議会
会長 宮原 久

50年先の社会教育について

考へてみませんか

文部科学省生涯学習政策局政策課長 布村幸彦



戦後の社会教育の出発点

戦後の社会教育の法律上の出発点は、昭和二二年三月施行の教育基本法第七条にあり、爾来五七年を数えます。これに基づいて、社会教育法が昭和二四年六月、図書館法が二五年四月、博物館法が二六年一二月と順次法制度が整備され、社会教育委員、社会教育主事などの専門職により、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設を拠点として、社会教育の振興が図られてきました。そして、

十三年前の平成二年七月から、いわゆる生涯学習振興法が施行されています。

現在「中教審」では

現在、中央教育審議会では、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について審議中です。「中教審」は、今の教育基本法に謳われている「個人の尊厳」などの理念は大切に維持しながら、

これからの教育の目標として五点を掲げ、その目標を達成するために、

現行法には規定されていない重要な理念や原則を盛り込むことが必要ではないかと考えています。理念や原則で社会教育と直接関わりのあるものとして、次の二点が示されています。

- 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- 生涯学習社会の実現

マスコミからは、教育基本法の見直しの視点として「国を愛する心」や「公共の精神」しか伝わっていないかもしれません。戦後の教育を振り返り、現在の社会に教育は十分対応し切れているか、今後五十年百年の日本の社会のあり様を見据えたとき、教育は何を重要視していくべきなのか、幅広く議論が展開されています。

中教審における見直しの方向についての議論は次のように展開されていきます。

五〇年先の視点で見つめ直す

昭和二二年に定められた社会教育の振興を謳う条文ですが、生涯学習社会の構築を目指している現代の視点で、今後五十年先の社会教育はどう展開していくのかという視点で見つめ直してみてはどうでしょうか。

教育基本法の見直しは、教育の根本理念にまで遡って改革を進めるために欠くことのできない一歩です。教育基本法の見直しに引き続き、新たな理念を定着させるため、社会教育法や生涯学習振興法などの関係する法律の改正が必要となります。また、理念を施策として着実に実現するため、政府の責任において教育振興基本計画の策定を行うなど、教育

現行法はさて、現行法の条文は次のとおりです。

第七条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的的実現に努めなければならぬ。

○学校・家庭・地域の連携や協力について別に規定する必要がある。○社会教育の一層の振興につながるよう規定を工夫することが必要がある。

○学校・家庭・地域の連携や協力について別に規定する必要がある。○社会教育の一層の振興につながるよう規定を工夫することが必要がある。

○第一条の教育の目的と第二条の教育の方針の「教育の基本理念」に、生涯学習の理念を新たに追加すべきではないか。制定当時は生涯学習という概念はまだ存在しておらず、今後、これまで以上に学習する側に立った視点を重視することが、また、生涯学習社会の実現が重要な立場ではないか。

教育の方針の「教育の基本理念」に、生涯学習の理念を新たに追加すべきではないか。制定当時は生涯学習という概念はまだ存在しておらず、今後、これまで以上に学習する側に立った視点を重視することが、また、生涯学習社会の実現が重要な立場ではないか。

改革を総合的に進めていきます。

皆さんとともに考える

社会教育関係者の方々は、例えば、五十年後の日本で社会教育がどのように

うに展開されていると思い描いていたらしやるでしょう。学ぶ人と教える人の関係は固定的ではなく、流動性がどのように高まっているのでしょうか。学びの場は社会教育施設

〔参考〕

教育基本法

〔昭和二十二年三月三十一日〕
〔法律 第二十一十五号〕

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想的の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と和平を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とともに健康な国民の育成を期して行われなければならぬ。

第二条(教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において

実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三条(教育の機会均等)すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。ものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条(義務教育)

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせらる義務を負う。

第五条(男女共学)

男女は、互に敬重し、

第六条(学校教育)

法律に定める学校は、

公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条(社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の

支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条(宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位

は、教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体に設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条(教育行政)

教育は、不當な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。

② 教育行政は、この法律に掲げる諸項目を実施するために必要がある場合に、適当な法令が制定されなければならない。

第十二条(補則)

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施

でしようか。学ぶ内容は高等教育機関がリードしてくれているでしょうか。社会教育法制の見直しに皆さん

の声を積極的にお寄せ下さるよう、お願いいたします。

好評発売中**入門書として最適****生涯学習社会の社会教育****—社会教育委員必携—****伊藤俊夫 編**

定価 1,200円（税別）

教育関係者必読**インターネット時代の著作権****もうひとつの「人権」****岡本 薫 著**

定価 1,700円（税別）

好評まちづくりシリーズ**市民が主役のまちづくり****生涯学習で人が元気まちが元気****福留 強 著**

定価 1,200円（税別）

ハンディな用語集**生涯学習・社会教育実践用語解説****伊藤俊夫 編**

定価 1,800円（税別）

ご注文は

(財)全日本社会教育連合会まで

TEL 03-3580-0608 FAX 03-3580-2869

(追って文書でご案内します)

平成15年度「社教連」
第1回理事会・総会は
平成15年5月9日(金)
ホテルフロラシオン青山で
開催されます。

基本法の全文を記載しました。これから社会教育はどうあるべきか、公民館など施設の在り方も含めて、どううダイナミックな議論と変化が予想されます。

平成15年度各地区社会教育研究大会の予定**北海道地区（小樽大会）**

期日 15年10月2日(木)～3日(金)

会場 小樽市(小樽市民会館ほか)

テーマ

「変動する社会に対応する社会教育のあり方」(仮)
 ～活力ある住みよいまちづくりをめざして～

東北地区（岩手大会）

期日 15年10月23日(木)～24日(金)

会場 花巻温泉

テーマ

「生涯学習社会における社会教育の役割を考える」(仮)

関東甲信越静地区（神奈川大会）

期日 15年9月4日(木)～5日(金)

会場 レイクアリーナ箱根

テーマ

「やろうよ！ひろがる“みんなのこころ”」
 ～いつでもどこでも生涯学習～

東海北陸地区（三重大会）

期日 15年10月30日(木)～31日(金)

会場 三重県志摩郡阿児町阿児アリーナほか

テーマ

「新しい時代をきり拓く社会教育のあり方を考える」

近畿地区（全国大会と兼ねる 3ページ参照）**中国・四国地区（島根大会）**

期日 15年9月11日(木)～12日(金)

会場 松江市(島根県民会館)

テーマ

「時代の変化に対応した社会教育のあり方を求めて」

九州地区（熊本大会）

期日 15年10月30日(木)～31日(金)

会場 熊本市(熊本市民会館ほか)

テーマ

「パートナーシップで創り出す新しい『公共』」
 ～地域の時代における社会教育委員の役割～

編集後記

毎年二回発行しているこの「社教連会報」は、「社教情報」とともに、全国の社会教育委員さんをむすぶ貴重な情報紙です。

今回は、昨秋行われた全国大会、各地区大会の報告をメインに編集しました。限られた紙面の中で、全貌をお伝えすることは困難ですが、参加されなかつた方に少しでも内容、雰囲気が伝われば幸いで

す。
 文部科学省生涯学習政策局政策課長さんに、現在進められている「中教審」の審議状況を踏まえて、教育基本法の改正について原稿をお願いし、また改めて「教育基本法」を読み直していただくために、